

9. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用

【学校教育法施行規則 172 条の 2 第 1 項第 8 号関係】

1. 入学金等の納入

入学金	200,000 円		
1年次施設設備費	280,000 円		
合 計	480,000 円		

2. 授業料等

年次		前期分	後期分	合計
1 年次	授業料	280,000 円	280,000 円	660,000 円
	実験実習費	50,000 円	50,000 円	
	計	330,000 円	330,000 円	
2 年次	授業料	280,000 円	280,000 円	940,000 円
	実験実習費	50,000 円	50,000 円	
	施設設備費	140,000 円	140,000 円	
	計	470,000 円	470,000 円	

*各学年とも前期分は4月、後期分は10月に納入してください。

*1年次の施設設備費は、入学金と同時に納入してください。

3. その他の徴収金

上記の他に、会費等その他の徴収金（学生会費、後援会費）を徴収します。

- ・ 学生会費 5,000 円(入会時 1,000 円、1 年次 2,000 円、2 年次 2,000 円)
- ・ 後援会費 32,000 円(入会時 2,000 円、1 年次 15,000 円、2 年次 15,000 円)